

## 府営住宅駐車場の空き区画の活用によるコインパーキング（CP）事業の実施について

背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府営住宅駐車場の利用者が減少し、空き区画が増加</li> <li>・親族や介護事業者等、来客者用駐車場の整備の必要性</li> <li>・違法駐車解消</li> <li>・府内大規模団地からの要望</li> </ul>	
拠法令等	地方自治法第238条の4第7項（未利用駐車場の貸付）	
事業 スキーム	イメージ	
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府に使用料を納付</li> <li>・借り受けた敷地でCPを整備。CPの運営で収益確保</li> <li>・設置、運営、撤去に要する費用、光熱水費等の費用は全て業者負担</li> <li>・設置したCPの管理責任（クレーム対応、物件及び周辺環境の保持等）を負う。</li> <li>・CPの料金は市場価格相当額以下で事業者の裁量による</li> </ul>
	住宅 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府営住宅の駐車場敷地を、CP運営目的に限定し使用許可</li> <li>・駐車場敷地の土地使用料を徴収</li> </ul>
	メリット 入居者 メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き駐車場を活用し、設置経費の負担なく、収益を得ることが可能</li> <li>・高齢団地住民等のデイサービス送迎車両への容易な移動</li> <li>・来客者用駐車場確保</li> <li>・違法駐車対策</li> </ul>
使用 期間	契約期間	1年間
	更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年単位で更新</li> <li>・最大で当初契約開始日から3年間。貸付期間終了後は再入札</li> </ul>
使用料	一般競争入札において提示された入札金額	
実施団地 選定基準	今後検討予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状（空き台数等）</li> <li>・周辺状況（民間駐車場等が不足）</li> <li>・ニーズ（団地自治会の合意形成や要望）等</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団地の選定基準の設定</li> <li>・CP設置運営事業者が、CPの設置・運営・撤去費と京都府行政財産使用条例に基づく使用料を負担した上でビジネスとして成立可能か検証調整が必要</li> <li>・補助金適化法上の国の承認</li> </ul>	